

# 戦後67年、沖縄・ヒロシマ・ナガサキ・フクシマの人たちと共に世界恒久平和のために闘おう！



## MV22オスプレイ配備に反対しよう！

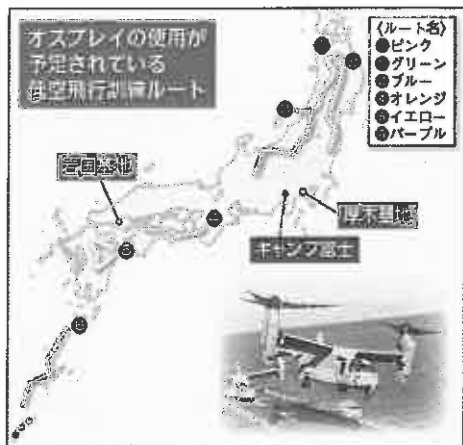
今日8月15日は、67回目の終戦記念日を迎えます。本土防衛のために捨て石とされ激しい地上戦が戦われた沖縄は、本土復帰から40年を迎えます。そして、原爆投下されたヒロシマ・ナガサキ、そして福島第一原発事故、フクシマの人たちの苦しみを共有し、私たちは、いまあらためて、戦争によって亡くなられた御霊に心から哀悼の誠を捧げるとともに、核兵器廃絶と世界恒久平和の実現に全力を尽くすことをここに誓います。

今日にあつても沖縄は、米国の植民地のように扱われて、在日米軍基地の74%が沖縄に集中して世界一危険な普天間飛行場の返還問題は迷走し続けて固定化が現実味を帯びています。

7月23日、米国政府は、MV22オスプレイ（米垂直離着陸輸送機）の岩国基地への陸揚げを強行しました。そして野田政権は、米軍普天間飛行機場配備計画を予定通り進めることを明らかにしました。

マスコミによれば、オスプレイは「ウイドウ・メーカー（未亡人製造機）」と呼ばれ、開発当初から事故が相次いで91年〜07年に5件の大事故があり、うち3件で計30人が死亡したといわれ、米国防総省アドバイザーは「能力の欠如」を明らかにしています。

さらに、米国政府は、普天間基地配備後に毎月2〜3日間、キャンプ富士と岩国基地に展開し日本全土の6つの訓練ルートで高度わずか150メートル低空飛行訓練などが計画しています。まさに、沖縄全域のみならず日本全体がオスプレイの脅威にさらされることになるのです。



## 核も戦争もない平和な21世紀を子どもたちに贈ろう！

「『警防団の人と一緒にトラックで遺体の収容作業に出る。少年の私は、足首を持つように言われ、つかむが、ズルツと皮がむけて握れない。覚悟を決めて指先に力を入れると、滴が垂れた。臭い。骨が握れた。いちにのさんでトラックに積んだ』——この当時13歳の少年の体験のように、辺り一面は、無数の屍が重なり、声にならない呻き声の中、息のない母親のお乳を吸い続ける幼児、死んだ赤子を抱き締め虚ろな顔の母親など、正に生き地獄だったのです」と、これは8月6日広島平和宣言の中の一文です。

今なおヒロシマ・ナガサキの被爆者は、原爆後遺症と闘いつつ苦しみながらも自らの体験を語り、怒りや憎しみを乗り越え、核兵器の非人道性を訴え、核兵器廃絶に尽力しています。そして、東電福島第一原発事故を受けて放射能に脅かされているフクシマと思いを共有して「核と人類は共存できない」と訴えています。このような訴えを踏みにじるかのような野田政権の大飯原発再稼働、さらには、伊方原発・川内原発などの再稼働をも目論んでいます。私たちは、すべての原発「廃炉」に向けて闘おう。そして、67年前の暑い夏の沖縄・ヒロシマ・ナガサキの経験の原点に、さらにフクシマを胸に刻み核も戦争もない21世紀を子どもたちに贈るために闘いましょう。

# JR東海は年休の完全取得できる要員を配置せよ！

秋の協約・協定改訂に向けて職場から声を上げよう！

JR東海労新幹線地本は、秋の協約・協定改訂にむけた、闘いを職場から声を出し進めています。最大の課題は、運輸所の一方的な休日出勤指定の解消と運輸所や車両所における年休発給の問題です。運輸所では、年休が必要な日に入らないのが常態化し、抽選で順番を決めています。一番でも年休が入らない場合があります。しかし、JR東海は業務委員会などの場において「年休取得実績は、5運輸所平均消化で18日ほどである」と開き直りこれです。十分という姿勢です。しかし、年休は私たちの権利で20日完全に発給されなければならぬものです。JR東海労新幹線地本は年休完全取得を目指して職場から声を上げていきます。

**年休を発給できる要員を配置せよ！**

JR東海労新幹線地本の調査では運輸所7名、車両所8名のJR東海労組合員が年休を失効しているのです。その中で101日も年休を申し込んでも11日しか年休を取得できない組合員もいます。他労組を含めると何人が年休を失効しているのでしょうか？これは完全に要員不足が原因で請求した年休の完全取得が出来ない状態になっているのです。JR東海は「年休取得についての要員も適正に配置している」と言っていますが、この現実を見ると明らかに要員不足です。

**労働基準監督署も違反行為を認定！**

また、労働基準法では年休が入らない場合、JR東海は時季変更権を行使することが出来ます。しかし最高裁判例によれば「単に業務多忙という理由で時季変更権の行使はできない。代替勤務者の確保や勤務割を変更するなどの、努力せずして時季変更権の行使は許されない」となっています。しかも、時季変更権を行使した場合は、別の時季に年休を発給しなければならぬとなっています（下記表参照）。だから年休の失効などありえないのです。

JR東海労新幹線地本は、JR東海の年休発給問題や時季変更権の取り扱いの不備を、労働基準監督署に出向きJR東海の年休発給の実態を訴えると共に職場実態の調査も依頼してきています。労基署では「予備者がいるのに年休を発給できないとか年間の要員計画の努力をしていないのは問題だ。このような年休の時季変更権が常態化している現状は労基法違反である」と回答しています。

JR東海労新幹線地本は、労基法違反の年休問題を改めさせる取り組みを強化していきます。共に声を上げましょう！

## 労基法第39条

5 使用者は、前各項の規定による有給休暇を労働者の請求する時季に与えなければならない。ただし、請求された時季に有給休暇を与えることが事業の正常な運営を妨げる場合においては、他の時季にこれを与えることができる。

JR東海労働組合新幹線地方本部

東京都中央区八丁堀 2-1-2

Tel:03-3551-2240 Fax:03-3551-2246

E mail : jrcushinkansen@yahoo.co.jp